

# 北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

## ○北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

平成24年12月19日

条例第49号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談、援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市町村（特別区を含む。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(令3条例20・一部改正)

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準)

## 北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

第4条 前条及び第7条に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準は、法第65条第2項に規定する厚生労働省令で定める基準によることとする。

(非常災害対策)

第5条 前条の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに具体的な計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

(地域との連携等)

第6条 第4条の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、その運営に当たっては、当該軽費老人ホームが所在する地域の自治会等の地縁による団体（次項において「自治会等」という。）に加入するなど、地域住民及びその自発的な活動等（以下この項において「地域住民等」という。）との連携、協力等により地域との交流を図るとともに、当該軽費老人ホーム内に地域住民等と交流するための場所を設けるよう努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、自治会等と非常災害時における協力体制を構築するよう努めなければならない。

(暴力団員等の排除)

第7条 軽費老人ホームは、次の各号のいずれかに該当してはならない。

(1) 当該軽費老人ホームを設置する法人の役員又は当該軽費老人ホームの長（以下これらを「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。）であること。

(2) 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。

(3) 暴力団員等によりその運営について支配を受けていると認められる

## 北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

こと。

(4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条第1項の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。

(5) 役員等が前号に規定する公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していない者であること。

(6) 県条例第25条第1項第3号に該当することにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

(7) 役員等が県条例第25条第1項第3号に該当することにより拘禁刑又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していない者であること。

（令3条例20・令6条例41・一部改正）

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（令和3年6月25日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第3条第4項の規定、第2条の規定による改正後の北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第3条第4項、第9条第5項及び第10条第3項の規定並びに第3条の規定による改正後の北九

## 北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第6条第3項、第13条第3項、第16条の3第5項、第18条第4項、第19条第3項、第23条第4項、第24条第3項、第26条の3第4項、第26条の4第3項、第28条第3項、第32条第3項及び第36条第5項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

付 則（令和6年12月20日条例第41号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に

## 北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。